

(写)

静 情 審 第 18 号
令 和 4 年 9 月 29 日

静岡県知事 様
(私学振興課扱い)

静岡県情報公開審査会

会 長 牧 田 晃 子 ㊟

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年9月11日付け総教私第175号の2による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

特定の私立学校における特定時期のいじめに関する調査報告に関する文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第224号）

以上

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和 2 年 5 月 22 日付けで「特定の私立中学校におけるいじめに関する調査報告に関する文書（平成 29 年 2 月以降のもの）」（以下「本件対象公文書」という。）について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に規定する非開示情報を開示することと同様の結果を生じるとして、条例第 10 条の規定により、令和 2 年 6 月 5 日付けで公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 2 年 6 月 22 日付けで実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、個人情報等を非開示とした上での部分開示」を求めるものであり、審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおり要約される。

- (1) 実施機関は本件処分に係る公文書非開示決定通知書（令和 2 年 6 月 5 日付け総教私第 175 号）を送付する際、審査請求人に対し、非開示理由を「私立学校と県の関係性が悪くなるため」と述べた。
- (2) 知事は、静岡県子どもいじめ防止条例（平成 28 年静岡県条例第 55 号。以下「いじめ防止条例」という。）において、子どもが安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があることを述べているが、担当課は、県と私立学校だけで情報を共有し対応するから、一県民の公文書開示請求には応じられないとして情報を隠すなど、社会総がかりとはかけ離れた対

応をとっている。

- (3) いじめはどこにでもあるものであり、子どもの環境を守り、行政と教育機関が機能しているのかということを検証するために、特定の個人が識別されることのないよう、個人情報等を非開示とした上での部分開示を求める。
- (4) 審査請求人が〇〇市に行きたいじめに関する公文書開示請求に対してなされた部分開示決定と対比していただきたい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね以下のとおり要約される。

(i) 本件開示請求の対象となる公文書について

ア 学校が公共性を有するものであることは、学校法人が設置者となる私立学校であっても、都道府県や市町が設置者となる公立学校であっても同様であるが、私立学校についてはその特性に鑑み、学校の自主性を重んじる必要があることから、私立学校に対する所轄庁の権限は、公立学校に比して制限されている。

イ 一方で、児童生徒の心身に重大な影響を与えるいじめの問題に関しては、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 3 条において、地方公共団体、学校等の関係機関が連携していじめの防止等のために取り組むものとされ、また同法第 28 条第 1 項において「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を「重大事態」と定義し、同法第 31 条において重大事態が発生した学校法人の設置する学校は、当該学校を所轄する都道府県知事に重大事態が発生した旨を報告しなければならないとされている。

ウ 本件開示請求は、特定の私立中学校における、特定の時期のいじめに関する調査報告に関する文書を求めるものであることから、本件対象公文書が仮に存在するとした場合、以下の①及び②の場合に実施機関が保有することとなると考えられる。

- ① 特定の私立中学校において、重大事態が発生したため、当該私立中学校が調査を行い、その結果等を実施機関に報告した場合
- ② 特定の私立中学校において発生したいじめが、重大事態の端緒とな

りうると判断され、当該私立中学校が実施機関に対して任意に情報提供を行った場合

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の学校名と時期を明示した本件開示請求に対し、本件対象公文書の保有の有無を明らかにした場合、特定の私立中学校において、特定の時期に重大事態又は重大事態の端緒となり得る事案が発生したか否か及び当該事案について当該私立中学校が調査を行い、その結果を実施機関に報告を行った事実の有無が明らかとなる。

イ 仮に本件対象公文書が存在したとして、その保有を明らかにした場合、特定の私立中学校において、特定の時期に重大事態又は重大事態の端緒となり得る事案が発生したという情報が明らかとなるが、一般的には、当該事案の発生した学校の生徒、保護者、教職員、その他の学校関係者（以下「学校関係者等」という。）以外の者にあつては、学校名や時期を知ったとしても、特別な調査を行わない限り、特定の個人を識別しうる可能性は低い。

しかし、当該事案の発生した学校関係者等にあつては、その概要を認知している可能性は高く、特定の学校名及び時期を明らかにした場合、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別しうると認められる。

ウ 負傷・疾病、暴力行為、いじめなどの当事者となった者（以下「事案関係者」という。）にとっては、特定の学校名及び時期が他の情報と照合された結果、特定の個人が識別されることになれば、深刻なプライバシー侵害が発生するおそれは極めて高い。

エ 個人に関する情報について最大限配慮するという条例の趣旨に照らせば、学校関係者等との関係において事案関係者のおかれている状況を考慮しなければならないのであり、特定の学校名及び時期を明らかにした場合、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」ものと認められ、条例第7条第2号において保護されるべき個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 学校におけるいじめの態様及び発生件数等については、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における調査項目となっており、実施機関において県内の私

立学校の回答を集計し、報告している。この調査結果については、文部科学省が都道府県別に集計し公表しているが、いじめの重大事態については全国的に発生件数が少なく、個人が特定される懸念があり、個人に関する情報を保護する趣旨から、都道府県別の情報は公表されていない。

イ こうした配慮がなされている中、当該調査の集計、報告業務を行う実施機関が公表されない調査項目の内容の一部について請求に応じて回答することは、当該調査の前提を覆すこととなり、今後、実施機関の行う私立学校に対する各種調査や報告を求める業務等の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある。

ウ 重大事態にまでは至らないいじめに関する情報は、本来、所轄庁である実施機関への報告義務はないものであるが、地方公共団体、学校等が連携していじめの防止等のための対策に取り組むため、学校法人又はその設置する私立学校から所轄庁である実施機関に任意で情報提供が行われた場合に実施機関が保有することとなるものである。

エ 学校法人又はその設置する私立学校から任意に提供される情報は、重大事態や同種の事案に対して、私立学校と実施機関が協力していじめへの対処・再発防止を図るために有用な情報であり、的確な情報提供を受けるためには、相互の信頼関係の下、円滑な連携体制を維持することが必要となる。

オ 学校法人又はその設置する私立学校から任意に提供された文書の存否を明らかにすることは、特定の私立学校における重大事態の端緒となり得る事案又は同種の事案があった又はなかったという事実を明らかにすることと同じであり、実施機関に提供することにより、当該情報の有無が明らかにされるとなれば、これを回避するために、学校法人又はその設置する私立学校が任意の情報提供に消極的になり、有用な情報の入手が困難となるおそれがあることは容易に想定され、実施機関の行う私立学校に対する援助・指導等私学行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) ○○市の行った部分公開決定について

審査請求人は、自らが○○市に対して行った公文書開示請求の結果と比較して実施機関の対応を非難するが、市立学校の設置者である○○市が、自らの設置する学校から受け取った報告書を対象とした開示請求と、学校

法人が設置者となる私立学校が所轄庁である実施機関に提出した報告書を対象とした開示請求を同列に論ずることは適当ではない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件開示請求は、「特定の私立中学校におけるいじめに関する調査報告に関する文書（平成 29 年 2 月以降のもの）」の開示を求めたものである。

実施機関の説明によれば、本件対象公文書を実施機関が保有することがあるとすれば、以下の二つの場合が考えられるとされる。

- ① いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生し、当該私立中学校から同法第 31 条で義務付けられた報告に係る文書の提出を受ける場合
- ② 発生したいじめの経緯や態様から、当該私立中学校が重大事態の端緒となり得ると判断した事案（以下「端緒事案」といい、「重大事態」及び「端緒事案」を総称する場合は、「重大事態等」という。）が発生し、当該私立中学校が任意に行った調査等に係る文書の提出を受ける場合

実施機関は、本件対象公文書については、その存否を答えるだけで、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号の非開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否する処分を行ったと説明する。

以下、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(2) 条例第 10 条について

公文書の開示請求があったときは、原則として、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定又は公文書を保有していない旨の決定を行うこととなる。

しかしながら、情報の性質によっては、公文書が存在するか否かを明らかにするだけで、非開示情報が開示されることと同様の結果を生じ、結果として非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。

条例第 10 条は、そのような場合、対象となる公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めたものである。

ただし、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、適用に

当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

(3) 本件対象公文書の存否応答拒否について

ア 本件対象公文書の存否を答えることにより明らかとなる情報

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項によれば、重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）をいうとされており、同法第 31 条において、学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、学校を所轄する都道府県知事にその旨を報告しなければならないとされている。

また、実施機関の説明によれば、端緒事案については、都道府県知事への報告義務はないものの、その重大性に鑑み、学校の判断により任意に情報提供が行われる場合があるとのことである。

そうすると、本件開示請求に対して、本件対象公文書の存否を答えた場合、特定の時期に、特定の私立中学校において、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じる、あるいは相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる事態、又はこれらに準ずる重篤ないじめの発生の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなるものと認められる。

そこで、本件存否情報を明らかにすることにより、条例第 7 条第 2 号又は第 6 号の非開示情報を開示することになるか否かについて検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文前段（当該情報のみで特定の個人を識別することができるもの）の該当性について

本件開示請求には、事案関係者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は記載されておらず、本件存否情報については、これを公にしたとしても、そのこと自体で特定の個人を識別することができるものとは認められない。

ウ 条例第 7 条第 2 号本文前段（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの）の該当性について

条例第 7 条第 2 号本文前段は、「特定の個人を識別することができるもの」に、当該情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他

の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」としている。

実施機関は、事案の発生した学校関係者等にあつては、当該事案の概要を認知している可能性は高く、仮に本件対象公文書が存在するとして、その存否を明らかにした場合、事案の発生した特定の時期及び学校名が明らかとなり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されうると主張している。

しかしながら、本件開示請求においては、上記③イで述べたとおり、直接的に特定の個人を識別することができる情報は記載されておらず、学校関係者等が本件存否情報に含まれるいじめ等の概要を認知しているという仮定的可能性の上に、本件存否情報を入手するという限定的場面を想定して特定の個人を識別しうるかどうかを判断し、条例第10条の適用を検討するとすれば、非開示（存否応答拒否）とする情報の範囲が無制限に広がりかねず、条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却することとなるおそれがある。

したがって、特定の時期及び学校名を明示した本件開示請求に対し、本件対象公文書の存否を答えた結果、本件存否情報が明らかになったとしても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとまでは認められない。

エ 条例第7条第2号本文後段（特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの）の該当性について

条例第7条第2号本文後段は、特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報について非開示とすることとしている。

これは、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係する情報については、特定の個人を識別することができないものであるとしても、当該個人が当該情報の流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではない、との考え方によるものである。

本件存否情報は、人格形成過程にある中学生のいじめに関する情報であり、特定の個人が重大事態等に関わる事案関係者であったという情報は、

当該個人の人格に密接に関わる機微な情報である。

学校においていじめが発生した場合、学校、当該学校を所轄する都道府県知事等の関係者が連携して問題の解決に取り組むこととなるが、当該いじめに関する情報の提供は、通常、その問題解決に必要な範囲内において是認されるものであり、属性や目的を問わず、何人にも認められている開示請求において、本件対象公文書の存否を応答することにより、本件存否情報が公にされ、関係者の範囲を超えて情報が拡散することになれば、重大事態等に関わる自己情報をコントロールすることが困難となる。

したがって、本件存否情報は、これを明らかにしたとしても特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのあるものとして、条例第7条第2号本文後段の非開示情報に該当すると認められる。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア いじめ防止条例との関係について

審査請求人は、いじめ防止条例の前文において、子どもが安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があると述べられているにもかかわらず、実施機関は、県と私立学校だけで情報を共有し対応するため、一県民の公文書開示請求には応じられないとして情報を隠すなど、社会総がかりとはかけ離れた対応であると主張する。

しかし、公文書開示請求制度においては、その目的を問わず、何人にも公文書の開示請求権を認めており、公文書の開示にあたっては、開示請求者の属性を問わず、対象となる情報が個人情報など条例で定める非開示情報に該当するか否か、当該情報の性質によって判断すべきものであるから、審査請求人の主張は、条例に基づき本件処分の妥当性を審議する当審査会の判断に影響を与えるものではない。

イ ○○市の行った公文書部分開示決定について

審査請求人は、自らが○市に対して行った公文書開示請求の結果、決定された部分開示決定の写しと開示された文書の写しを添付し、同市の事例と比較すべきである旨主張する。

審査請求人が○市に対して行った開示請求は、○市が設置する公立学校におけるいじめに関する文書についてなされたものであり、当該公立

学校の設置者である〇〇市が当該いじめに関する文書の部分開示決定を行ったものである。

一方、本件開示請求は、特定の私立学校におけるいじめに関し、所轄庁である知事が保有する文書についてなされたものである。

いじめ防止対策推進法において、学校における相談体制の整備等いじめの早期発見のための措置（第16条）及び児童生徒への指導助言等いじめに対する措置（第23条）は、学校及び学校の設置者において行うこととされていることを踏まえれば、公立学校の設置者である〇〇市が当事者の事案と、私立学校の所轄庁である知事が保有する公文書の開示請求に対する本件処分を同列に論ずることは適当ではない。

(5) 結論

本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第7条第2号本文後段の非開示情報を開示することとなるため、条例第7条第6号の該当性については判断するまでもなく、条例第10条に基づき、公文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否した本件処分は妥当であると判断する。

6 反対意見について

当審査会としての結論は上記のとおりであるが、本件事案については大原和彦委員から別紙のとおり反対意見が示されていることを付記しておく。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処理経過	審 査 会
令和2年9月11日	諮問を受け付けた。	—
令和2年10月28日	審議	第342回
令和2年11月24日	審議	第343回
令和2年12月24日	審議	第344回
令和3年1月27日	審議	第345回
令和3年2月24日	審議	第346回
令和3年3月26日	審議	第347回
令和3年4月26日	審議	第348回
令和3年5月24日	審議	第349回
令和3年9月22日	審議	第352回

年 月 日	処理経過	審 査 会
令和3年11月2日	審議	第353回
令和3年12月21日	審議	第354回
令和4年1月25日	審議	第355回
令和4年2月28日	審議	第356回
令和4年3月25日	審議	第357回
令和4年4月28日	審議	第358回
令和4年5月26日	審議	第359回
令和4年6月30日	審議	第360回
令和4年8月31日	審議	第361回
令和4年9月29日	審議、答申	第362回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池田 恵子	静岡大学教育学部教授	第342回、第343回、 第345回～第347回
牛ノ濱 千穂子	静岡済生会総合病院参事	第342回、第344回～ 第351回
大原 和彦	弁護士	第342回～第360回、 第362回
加藤 裕治	静岡文化芸術大学文化政策学 部教授	第342回～第362回
鎌塚 優子	静岡大学教育学部教授	第350回～第354回、 第356回～第361回
高橋 正人	静岡大学人文社会学部准教授	第342回～第351回、 第353回、第354回、 第356回～第358回、 第362回
武田 恵子	看護師、静岡県看護協会監事	第353回～第362回
牧田 晃子	弁護士	第342回～第362回

委員大原和彦の反対意見は次のとおりである。

1 結論

公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する静岡県知事の決定は、違法であり、取り消されるべきである。

静岡県知事は、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしたうえで、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

以下、その理由を述べる。

2 存否応答拒否（条例 10 条）について

静岡県知事（反対意見において、以下「実施機関」という。）が本件に適用した静岡県情報公開条例（反対意見において、以下「条例」又は「本県条例」という。）10条は、文書の存否自体が一つの情報であり得ることに着目し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報（条例7条各号）を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる」と規定する。公文書の「存否」について「応答」せずに開示請求を「拒否」する存否応答拒否を明文化したものである。

例えば、「特定の個人Aに関する特定の病院Bにおける診療歴が記録された文書」について開示請求がなされた場合を考えると、当該文書を特定したうえで、当該文書には非開示情報である「特定の個人を識別することができる」「個人に関する情報」（条例7条2号本文前段）が記録されているとの理由で開示を拒否すれば、「個人Aに関するB病院における診療歴が記録された文書」が存在するという事実が明らかになってしまう。これは、非開示情報である「個人AがB病院で診療を受けたことがある」という個人情報を開示することに等しい。そこで、このような不都合を回避するため、実施機関は、開示請求に係る公文書が実際に存在すると否とを問わず、存否応答拒否の処分をすることができる」とされる。

本県条例は、実施機関に対し、「公文書の開示を請求する権利」の十分な尊重と同時に、「個人に関する情報」がみだりに公にされないための最大限の配

慮も求めているから（条例3条）、存否応答拒否は、実施機関がその責務を果たすための一手段ということができる。

3 実施機関の主張その1（本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすれば条例7条2号本文の非開示情報を開示することになる）について

- (1) しかし、存否応答拒否を規定する条例10条は、開示を拒否するという点において、開示を原則とする本県条例（条例5条、7条柱書き）の例外規定である。

また、条例10条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで処分を行う点において、当該公文書の存否を明らかにしたうえで、これを開示するか非開示とするかのいずれかを決定することを原則とする本県条例（条例10条反対解釈）の例外規定でもある。

このように、存否応答拒否は、本県条例が定める原則に対する二重の例外となるものである。

さらに、本県条例が存否応答拒否を認める非開示情報を何ら限定していないこと（条例10条）、また、静岡県が、存否応答拒否の処分に関し、情報公開担当部局等への事前照会制度や情報公開審査会等への事後報告制度を一切設けていないことなどに鑑みれば、存否応答拒否が濫用される危険を否定できない。

そうだとすれば、存否応答拒否が許される場合は、相当程度、限定して考えるべきである。

- (2) 上述のとおり、存否応答拒否にあつては、開示請求に係る公文書の存否すら明らかにされない。そのため、当該公文書の性質や内容などの実質的な要素を考慮して、存否応答拒否が許容される客観的な基準を定立することは困難である。また、存否応答拒否が問題となる場面において、その存在や内容を確実に確認できる文書は、多くの場合、開示請求書（条例6条）にとどまる。

そこで、「個人に関する情報」（条例7条2号本文）との関係で条例10条に基づいて公文書の存否を明らかにしないことが許されるのは、開示請求書の文面上、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求がなされる場合に限られると解するのが相当である。

このような解釈は、私の独自の見解ではなく、全国の自治体の中には同様

の見解を採用するものがある。例えば、北海道は、情報公開条例運用要綱において、存否応答拒否条項は開示請求に対する応答の例外規定であるから厳格な運用が必要であるとの認識のもと、存否応答拒否について上記解釈と同様の運用基準を定めている。

また、この解釈は、条例 10 条が、開示請求を「拒否しなければならない」ではなく、「拒否することができる」と規定していることに適合的であるといえる。

- (3) 本件開示請求は、開示請求書の文面上、「平成 29 年 2 月以降になされた、特定の私立中学校におけるいじめに関する調査報告」という「特定の事項」について開示を求めるものであるが、「特定の個人」に関する開示を同時に求めるものではない。

よって、本件は、条例 10 条に基づいて公文書の存否を明らかにしないことが許される場合に該当しない。

- (4) 多数意見は、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしても「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」（条例 7 条 2 号本文後段）として、実施機関の決定を妥当とする。

ここで、特定の個人を識別できないが、開示することにより「個人の権利利益」を害する情報とは、多数意見の説明にあるように、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係する情報をいう。したがって、そのような情報に該当するか否かを判断するには、文書の記載内容を子細に検討する必要がある。

しかし、上述したように、存否応答拒否の場合、公文書の存否すら明らかにされないのであるから、文書の記載内容にわたる検討を行うことはそもそも困難である。

また、そうであるにもかかわらず、その該当性を無理やり判断しようとするれば、多数意見自身が条例 7 条 2 号本文前段（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの）の該当性を否定する根拠とした「仮定的可能性」（答申書 6 頁・(3)ウ 14 行目から 15 行目）のうえにおける判断とならざるを得ない。しかし、それは、「個人の権利利益」が害されるおそれが抽象的に観念できることを根拠として条例 10 条に規定する公文書の存否応答拒否を認めることに等しく、開示を原則とする本県条例に照らし、

許されないというべきである（東京地判平成19・9・20 判時1995号78頁、81頁参照）。

「個人の権利利益」の保護は、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしたうえで、条例7条及び8条（部分開示）の適切な運用によってこれを行うべきである。

(5) 以上の理由から、私は、多数意見に賛成することができない。

4 実施機関の主張その2（本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすれば条例7条6号の非開示情報を開示することになる）について

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすれば、条例7条6号の非開示情報を開示することになるとも主張する。

この主張については、当審査会において十分な議論がなされておらず、実施機関の説明聴取も行われていないため、上記1の結論を導くために必要な限りにおいて、私の意見の概略を述べるにとどめる。

(2) まず、いじめ防止対策推進法による報告義務が課されている「いじめの重大事態」の発生件数は、全国的に相当な数に達していることから（令和元年度723件、令和2年度514件）、実施機関の主張（答申書3頁以下・(3)ア、イ）は、その前提を欠き、理由がないといわざるを得ない。

次に、同法が、「いじめの端緒事案」について、「いじめの重大事態」とは異なり報告義務を課していない理由として、同法が法目的実現のために必要不可欠ではないと考えていること又は法の不備によることが考えられる。このうち、前者の場合、実施機関の主張（答申書4頁・(3)ウ、エ、オ）は、同様に、その前提を欠き、理由がないといわざるを得ない。また、後者の場合、実施機関が法の不備の是正のための行動を何ら行わず放置することは、行政の怠慢であり、それを開示請求者に転嫁することは不当である。本件では、実施機関が上記行動をとったことは伺われない。したがって、この場合も、実施機関の主張は認められない。

5 以上より、実施機関の主張はいずれも理由がなく、また、他に存否応答拒否によるべき事由も認められない。実施機関の決定は、条例10条の解釈を誤ったものであり、よって、上記1の結論となる。

最後に、本件事案の性質上、十分な議論を尽くす必要があったことや、コロ

ナ禍による審査会の休会等の事情により、答申まで相当の時間を要したことを、委員の一人として、お詫びする。

以上